

令和5年度
福島県地域再エネポテンシャル調査事業
(小水力発電) 業務委託仕様書 (案)

令和5年 月

福島県

この仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が、県内において検討を行う「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）」（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、知見を有している民間法人へ委託して行う「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県は、令和3年（2021年）12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、令和22年（2040年）頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を引き続き掲げるとともに、持続可能なエネルギー社会の実現を新たな柱に加えた。

水力発電は、天候等による変動が少なく、安定的な運用ができる再エネとして、重要な役割を担っている。

なかでも、小水力発電は、既存の堰堤や水路等の施設を活用することにより、周辺の生態系や生活環境への影響を抑えながら、更なる設備導入を行うことが期待できる電源である。

本業務では、再生可能エネルギーの飛躍的な導入により本県の復興を推進するため、県内の有望地点における小水力発電の事業可能性調査を実施することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

3 委託業務内容

(1) 河川における小水力発電の事業化可能性調査及び計画策定

① 事業可能性調査

令和4年度、県が実施した「地域再エネポテンシャル調査事業（小水力）」において、有望地点として報告した河川のうち、**【表】調査対象地点**からさらに絞り込み、現地調査等による詳細な情報収集を行うこと。なお、調査内容や業務量の配分等については、地点ごとのポテンシャルに応じた調査となるよう計画すること。**【参考資料あり】**

ア **【表】調査対象地点**

No.	市町村	出力 (kW)	建設単価 (千円/kW)	住所	REPOS LinkID
1	福島市	728	711	土湯温泉町	903231
2		344	779	在庭坂	50323
3		441	786	桜本	49639
4	いわき市	402	722	小川町関場	903442
5		1,613	787	三和町差塩	903391
6	下郷町	695	689	大字大内	52173
7		1,007	762	字桑取火	52159
8		579	763	大字戸赤	52154
9		836	747	大字南倉沢	52140

10		1,805	745	大字大内	903747
11		2,013	679	大字南倉沢	903744
12	檜枝岐村	902	618	字居平	182414
13		1,122	408	字居平	182290
14		1,418	656	字居平	182105
15		295	757	字居平	181979
16		285	657	字居平	181749
17		690	775	字居平	181739
18		536	755	字居平	181705
19		1,151	684	字居平	181652
20		南会津町	440	741	下山
21	1,041		653	大桃字平沢山	182678
22	1,139		513	大桃字平沢山	182572
23	942		761	水引	182062
24	北塩原村	676	792	大字大塩字梅ノ木平	903815
25		903	776	大字檜原字蛇平原山	51745
26	柳津町	476	670	大字琵琶首	184735
27	西郷村	812	793	大字真船	903077

イ 調査事項

- (ア) 使用最大流量 (m³/s) や有効落差 (m) 等の情報収集
- (イ) 流量設備利用率、出力、発電電力量 (kWh/年)、売電売上 (年)、建設単価 (kWあたり) の試算
- (ウ) その他必要な事項

② 計画策定

事業可能性調査を行った地点のうち、特に有望な地点についてはワーキンググループを組成し、事業化に向けた検討をすること。

ア ワーキンググループの組成

地元市町村、同種の発電事業を実施する事業者等と情報交換を行うことで、理解促進、課題共有と事業化実現を図ることを目的に、ワーキンググループを組成すること。

- (ア) 構成員：地元市町村、同種の発電事業を実施する事業者等。構成員は県と協議の上決定すること。
- (イ) 実施する事項
 - ・ 情報収集、情報交換：適宜実施すること。
 - ・ 報告会：開催時期等は関係者及び県と協議の上決定すること。

イ 計画策定

- (ア) 発電計画：基本設計の基礎データとなる流況資料の整理・作成すること。
- (イ) 事業性評価：複数パターンでの事業採算性（イニシャルコスト、ランニングコス

ト等)の評価をすること。

(ウ) 事業スキーム提案：民間事業者が参入しやすい事業スキームを提案すること。

(2) 農業水利施設における小水力発電の事業化可能性調査及び計画策定

① 事業可能性調査

令和4年度、県が実施した「地域再エネポテンシャル調査事業（小水力）」において、有望地点として報告した農業水利施設（農業用水路、ダム等）から絞り込み、現地調査等による詳細な情報収集を行うこと。参考資料あり

ア 情報収集、意向調査

(ア) 県内の農業水利施設における小水力発電に関するの既存資料による情報収集、状況調査。

(イ) 農業水利施設の管理者等に対する小水力発電の導入意向調査、調査対象の絞り込み。

イ 調査事項

上記アで絞り込んだ地点について、以下の調査を実施すること。なお、調査内容や業務量の配分等については、地点ごとのポテンシャルに応じた調査となるよう計画すること。

(ア) 使用最大流量 (m³/s) や有効落差 (m) 等の情報収集。

(イ) 流量設備利用率、出力、発電電力量 (kWh/年)、売電売上 (年)、建設単価 (kWあたり) の試算。

(ウ) その他必要な事項。

② 計画策定

事業可能性調査を行った地点のうち、特に有望な地点についてはワーキンググループを組成し、事業化に向けた検討をすること。

ア 対象施設

特に有望な地点で、施設管理者等から計画策定の上承を得た施設。

イ ワーキンググループの組成

施設管理者、同種の発電事業を実施する事業者等と情報交換を行うことで、理解促進、課題共有と事業化実現を図ることを目的に、ワーキンググループを組成すること。

(ア) 構成員

施設管理者、同種の発電事業を実施する事業者等。構成員は県と協議の上決定すること。

(イ) 実施する事項

- ・ 情報収集、情報交換：適宜実施すること。
- ・ 報告会：開催時期等は関係者及び県と協議の上決定すること。

ウ 計画策定

(ア) 発電計画

基本設計の基礎データとなる流況資料の整理・作成すること。

(イ) 事業性評価

複数パターンでの事業採算性（イニシャルコスト、ランニングコスト当）の評価

をすること。

(ウ) 事業スキーム提案：民間事業者が参入しやすい事業スキームを提案すること。

(3) 上下水道における小水力発電の事業可能性調査及び計画策定

① 事業可能性調査

福島県内の上下水道施設において、小水力発電の事業化に向けた調査を実施すること。

ア 情報収集、意向調査

(ア) 県内の上下水道施設における小水力発電に関するの既存資料による情報収集、状況調査。

(イ) 上下水道施設の管理者等に対する小水力発電の導入意向調査、調査対象の絞り込み。

イ 調査事項

上記アで絞り込んだ地点について、以下の調査を実施すること。なお、調査内容や業務量の配分等については、地点ごとのポテンシャルに応じた調査となるよう計画すること。

(ア) 使用最大流量 (m³/s) や有効落差 (m) 等の情報収集

(イ) 流量設備利用率、出力、発電電力量 (kWh/年)、売電売上 (年)、建設単価 (kWあたり) の試算

(ウ) 施設管理者等に対する小水力発電の導入意向調査

(エ) その他必要な事項

② 計画策定

事業可能性調査の結果、おおよそ30kW以上の出力が見込まれる地点のうち、特に有望な地点についてはワーキンググループを組成し、事業化に向けた検討をすること。

ア 対象施設

特に有望な地点で、施設管理者等から計画策定の下承を得た施設。

イ ワーキンググループの組成

施設管理者、同種の発電事業を実施する事業者等と情報交換を行うことで、理解促進、課題共有と事業化実現を図ることを目的に、ワーキンググループを組成すること。

(ア) 構成員

施設管理者、同種の発電事業を実施する事業者等。構成員は県と協議の上決定すること。

(イ) 実施する事項

- ・ 情報収集、情報交換：適宜実施すること。
- ・ 報告会：開催時期等は関係者及び県と協議の上決定すること。

ウ 計画策定

(ア) 発電計画：基本設計の基礎データとなる流況資料の整理・作成すること。

(イ) 事業性評価：複数パターンでの事業採算性（イニシャルコスト、ランニングコスト当）の評価をすること。

(ウ) 事業スキーム提案：民間事業者が参入しやすい事業スキームを提案すること。

(4) 成果物の提出

- ① 受託者は、本業務の成果物を、次表のとおり提出すること。

名 称	形 式	数 量	提出期限
中間報告書	印刷物	1 部	令和5年11月15日
	電子データ	1 式	
業務完了報告書	印刷物	1 部	令和6年3月15日
	電子データ	1 式	
公表資料	印刷物	1 部	
	電子データ	1 式	

- ② 成果品はすべて県の所有とし、県の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。
- ③ 電子データは編集可能な形式と、PDF形式の2種類とすること。
- ④ 成果品の納入後であっても、作成内容の修正等が必要な場合は責任を持って補正すること。

4 提出書類

受託者は、下表の書類を、県の指定する日までに提出しなければならない。

名 称	形 式	数 量	提出期限
委託業務着手届 (別記第1号様式)	印刷物	1 部	業務着手後速やかに
	電子データ	1 式	
業務計画書 (任意様式)	印刷物	1 部	県の指定する日まで
	電子データ	1 式	
打合せ議事録 (任意様式)	電子データ	1 式	打合せ後、なるべく早く
委託業務完了届 (別記第2号様式)	印刷物	1 部	業務完了後速やかに
	電子データ	1 式	
その他県の指示したもの	電子データ	1 式	県の指定する日まで

5 協議・打合せ

本業務委託の実施に当たっては、適宜、県や関係事業者等との打合せを行い、業務進捗の報告や情報収集、合意形成を図ること。

6 契約に関する条件等

(1) 機密保持

- ① 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報その他知りえた情報を、当該業務委託を遂行する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ② 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務委託の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(2) 再委託について

- ① 受託者は、本業務委託の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。
- ② 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下、「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って県の書面による承認を得なければならない。
- ③ 受注者は、前号により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本業務委託の受注者としての責任を負うものとする。

7 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

- ① 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。
- ② 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ③ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。
- ④ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により県に損害が生じた場合には、受託者は県に対してその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は県に帰属する。
- ⑥ 経理処理については、経済産業省が公表している委託事業事務処理マニュアルに準じて行うこと。
- ⑦ 本業務委託遂行上疑義が生じた場合には、県と受注者とが協議の上決定する。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：(電話番号)
(電子メール)

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：(電話番号)

(電子メール)